

## 安八町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安八町（以下「町」という。）の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町のホームページ
- (2) 町が発行する刊行物、印刷物及びこれに類するもの
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動及び社会問題についての意見等広告その他これらに類するもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現が見られる不適切なもの
- (6) 人権の侵害又は個人等の名誉き損になるもの
- (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者の被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 町が推奨しているかのような表現を含むもの、又は広告の一部であるかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて個別の基準が必要な場合は、町長が別に定める。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告を掲載することができない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織又はその組織に属する者
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業類似の業種
- 三 消費者金融に関する事業者
- 四 たばこの製造販売に関する事業者

- 五 ギャンブルに関する業種
- 六 社会問題を起こしている事業者
- 七 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- 八 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続き中の事業者
- 九 法令に違反している業種又は事業者
- 十 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 十一 町税等を滞納している事業者
- 十二 その他町長が不相当であると認める業種又は事業者

（広告の規格等）

第5条 広告の内容、デザイン、規格、枠数、掲載位置及び掲載期間は、広告媒体ごとに町長が別に定めるものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、広告の媒体、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して、当該広告媒体ごとに町長が別に定めるものとする。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、町広報紙又はホームページ等により公募するものとする。

（広告の申込み）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該広告媒体ごとに定める広告掲載申込書に原稿を添えて、町長に提出するものとする。

（広告審査委員会）

第9条 次に掲げる事項の審査、協議等を行うため、安八町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- （1） 広告媒体に掲載する広告の内容及び掲載の可否に関すること
- （2） 申込者及び事業の内容に関すること
- （3） その他広告掲載に関すること

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 委員長 副町長
- （2） 副委員長 調整監
- （3） 委員 教育長
- （4） 委員 会計管理者
- （5） 委員 総務課長

3 委員会の事務局は企画調整課に置く。

（委員会の会議等）

第10条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載希望の申込みがあった場合に、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(会議結果等の報告)

第11条 委員長は、前条の規定により会議を行った場合は、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載に係る経費負担及び提出)

第12条 広告原稿及び広告の作成、取付及び掲載に要する経費は、原則として、広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）の負担とし、広告原稿は、町長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、町長が指定する期日までに町が発行する納付書により、一括して納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載の決定を受けた広告主は、その権利を他に譲渡することができない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告掲載を取り下げようとする広告主は、書面により町長に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し等)

第16条 町長は、次に掲げる場合は、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止することができる。

(1) 広告掲載料が指定期日までに納付されなかったとき。

(2) 広告の原稿が指定期日までに提出されなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町は、前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

第17条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(原状回復にかかる経費負担)

第18条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主が負うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2号の規定は、当分の間適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。